

新型コロナウイルス感染拡大等による 2023 年度スキー指導員・準指導員検定、
スノーボード指導員・準指導員検定、スキーパトロール検定ならびにスキー認定指導
員検定、スノーボード認定指導員検定の受検者に対する
養成講習修了に関する特別措置のお知らせ

この度、資格検定について SAJ から通達があり、新型コロナウイルス感染者及び濃厚接触者指定のため、またはその他のコロナの影響により、今年度スキー指導員検定、スキー準指導員検定、スノーボード指導員検定、スノーボード準指導員検定、スキーパトロール検定における養成講習を規定された時間を、終えられなかった受検者への対応について、下記の通り特別措置の対応をすることになりましたので、お知らせ致します。

また、SAH 認定スキー指導員検定、SAH 認定スノーボード指導員検定についても同様の扱いといたします。

記

- ・ 養成講習の修了時間が不足していても受検は可能です。合格すれば資格を認めます。ただし、指導者研修またはスキーパトロール研修を合格直後から 2 年連続で 2 回受講することとします。
その後は、指導者研修またはスキーパトロール研修の義務研修は、規定通りの更新を行うこととします。
以上をもって、養成講習会未修了の代替と認めます。
なお、上記の研修受講に反する者は、判明時点で資格の取り下げを含めた処分を行う可能性があります。